

# 税制中立による子育て税額控除

(税と社会保障の一体化の制度設計)

子育て支援策として児童税額控除を創設する。具体的には、配偶者控除を10万円削減し、その財源で15歳以下の子供一人あたり2万円の税額控除を行う。

メリット: 税制中立のもと、所得配分機能を強化し、子持ち家族の支援が可能になる。

## モデル世帯(夫婦・子2人) 年収700万円以下の納税者

配偶者控除を38万円から28万円に10万円削減( )、その結果得られる2,000億の財源を、扶養者ひとりあたり2万円の税額控除をする( )。

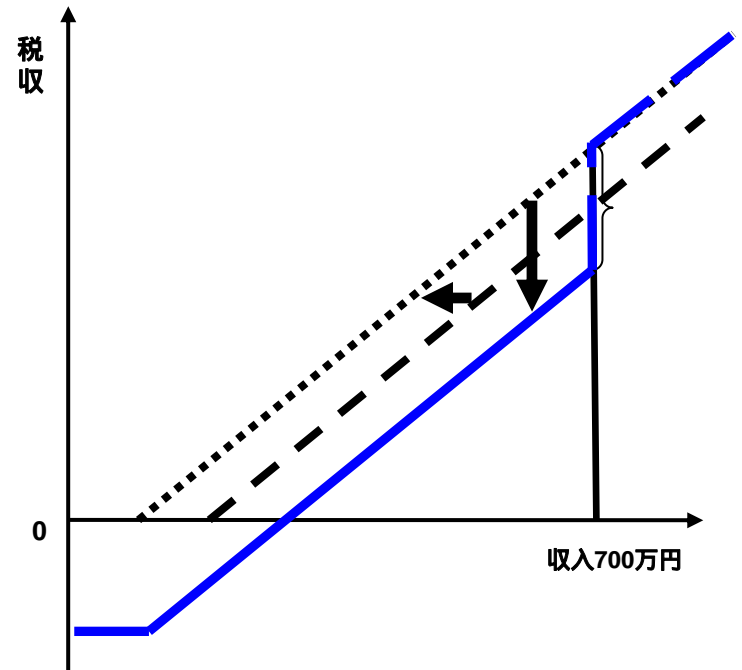
(対象人数は約1,000万人)

**結果、一世帯あたり差し引き 3万円の減税になる。**

10万 × 10% = 1万円 (配偶者控除の削減)

- 2万 × 2人 = - 4万円 (子供2人分の税額控除)

- ・ 所得再分配機能が強化され、子供の多い家庭ほど減税額が増え、経済的支援が可能になる。
- ・ 配偶者控除の削減による世帯あたりの女性の労働に対する税負担の不公平の縮小につながる。



将来的には、税と社会保障のさらなる一体化を促進し、格差対策と労働インセンティブを付与する「給付つき税額控除」の制度の導入を目標にする。